

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間は、私がA市役所の施設内でB業を営んでいた時期であり、一定の収入を得ていたため、国民年金保険料を免除してもらう理由は無かった。

申立期間の国民年金保険料は、同市役所の窓口で納付していたはずであり、当該期間が保険料の免除期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、B業を営んでおり、一定の収入も得ていたため国民年金保険料の免除申請を行ったことはなく、当該期間の保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立人は、20歳到達月の昭和47年\*月から当該期間を除く56年6月までの保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、現在、A市役所の施設内においてB業を営んでいる同業者から、申立人が当該期間当時、同市役所の施設内においてB業を営んでいたとする証言を得られ、申立人の当該期間中は一定の収入を得ていたとする説明に不自然な点が無いことから、申立人が当該期間について国民年金保険料を免除申請する理由は見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録では、申立期間は保険料の免除期間であるところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、「保険料の納付記録」欄には免除の記録があるものの、「保

険料の免除」欄に免除の記録が無く、記録の管理に齟齬<sup>そご</sup>が見受けられる。

- 2 申立期間①について、A市の被保険者名簿における昭和49年度の納付記録の月数欄に記載された「3か月」の下部に、「差額600」と記載されていることが確認でき、当該「差額600」は、昭和50年1月の国民年金保険料改定に伴う増額分月額200円の同年同月から同年3月までの3か月分に相当する600円と推測される上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）の49年度の摘要欄には「不足分納入」のゴム印が押されており、当該年度における保険料の差額分の納付があったものと推認されることから、申立人が当該期間の保険料を納付していた可能性を否定できない。
- 3 申立期間②について、被保険者名簿における納付記録の昭和50年度における納付月数は9か月と確認できるものの、「12月申免」の押印が斜線により全て抹消され、保険料の未納月数の記載も無いことから、当該期間の納付記録に不備が見受けられる。

また、申立人の特殊台帳により、昭和50年10月から同年11月欄に「申免3月まで」のゴム印が押され、その上部に納<sup>の</sup>の印が同年10月から同年12月まで押されていることが確認できることから、申立人は当該3か月分の国民年金保険料を現年度に納付したものと推認され、納付意識の高かった申立人が申立期間の3か月分の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び43年4月から44年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月  
② 昭和43年4月から44年9月まで

申立期間当時、私は冬期間のみA県B市の工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間①及び②については、共にC町の実家に戻り、家業の手伝いをしてきたことから国民年金に加入しており、保険料は父親が納付してくれていた。

両申立期間については、納付した国民年金保険料が還付された記録となっているが、当該期間は厚生年金保険に加入していた期間ではないことから、保険料を還付される理由が思い当たらない。

申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とされているところ、特殊台帳（マイクロフィルム）及びB市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和41年11月から42年4月までの期間、及び申立期間②を含む42年11月から44年9月までの期間の国民年金保険料がそれぞれ還付されている記録が確認できる。

しかしながら、i) 申立期間①について、申立人に係る昭和42年5月1日付けの国民年金被保険者資格取得は、厚生年金保険被保険者資格喪失によるものと考えられるところ、同保険被保険者資格の喪失日が同年4月9日であることから、当該時点において、申立人は国民年金の強制加入対象者であること、ii) 申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を43年4月7日付けで喪失しており、同日以後は国民年金の強制加入対象者であることか

ら、申立期間①及び②について、納付された保険料を還付すべき事情は見当たらず、当該期間に係る還付処理には合理性がみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

私が20歳になった昭和38年\*月に、私の両親がA町で当時B業の手伝いをしていて私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料も、その両親が、同町C公民館に定期的に来ていた同町役場の担当者に、私の姉の保険料と併せて納付してくれていた。その際、同町役場の担当者に国民年金手帳を渡し、印を押してもらっていたこと等を記憶している。

申立期間について、私の姉の国民年金保険料が納付済みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、夫婦共に昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳に至るまでの国民年金加入期間について、保険料を全て納付していることから、その両親の保険料納付意識は非常に高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、申立人が20歳に到達した昭和38年\*月から同年11月までの間に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付又は過年度納付が可能であり、申立人の両親が申立人の国民年金保険料と併せて納付していたとする申立人の姉の当該期間の保険料が納付済みであることから、保険料納付意識の高かった申立人の両親が、姉の保険料と併せて申立人の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は15か月と比較的短期間であるほか、申立人は、自身が婚姻するまで国民年金保険料を両親が納付してくれていたとしているところ、

申立期間後から申立人が婚姻する昭和 49 年 3 月までの国民年金加入期間に保険料の未納が無いとともに、申立人が当時居住していた A 町では、申立期間当時に役場の職員が公民館に出向いて国民年金保険料の収納業務を行っていたとしていることを踏まえると、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和55年6月5日、同資格喪失日を56年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月5日から56年4月1日まで

申立期間は、A社に正社員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には申立期間以前にも勤務しており、出産のため一度退社したが、再度勤務した申立期間は、退社前と同じ雇用条件で勤務し同じ業務に従事していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社で正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所の正社員として名前を挙げた者7人は、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在し、そのうち同社本店のB職であったとする者は、「当社で勤務する正社員は全員、社会保険に加入させ、厚生年金保険料も控除していた。また、当時、当社の本店及び支店は4店舗あり、各支店には支店長を含め3人から4人が勤務しており、全部でおおよそ12人の正社員が勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年7月から申立期間に係る56年3月までにおける被保険者数の月別の加入状況は11人から13人であることが確認でき、当該供述とほぼ一致している。

さらに、申立人及び複数の同僚から当時、当該事業所における正社員として名前の挙げられた者のうち、生存及び所在が確認できた8人（申立期間において役員であった者を除く。）について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降の雇用保険の被保険者記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したところ、雇用保険に加入している期間はいずれも厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同期の同僚の標準報酬月額の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散している上、当時の事業主に照会したものの、回答を得ることができないことから、確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年6月から56年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和45年4月2日、同喪失日は46年8月20日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年4月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年7月までは3万9,000円とすることが妥当である。

また、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和46年8月25日、同喪失日は同年9月19日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年8月まで  
② 昭和46年8月及び同年9月

申立期間①はD市内のE事業所でF職として勤務し、申立期間②はG市内のH事業所に勤務した記憶があるが、年金記録を確認したところ、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録において、生年月日が異なるものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険

被保険者資格の取得日が昭和45年4月2日、同喪失日が46年8月20日となっている記録が確認できる。

また、事業主は、「当時の資料が無く、勤務期間を特定することはできないが、申立人は昭和40年代の約2年間、当社の事業所の従業員として勤務しており、申立人と同姓同名の従業員はいなかった。従業員については、試用期間の従業員を除いて厚生年金保険に全員加入させていた。」と回答しているとともに、A社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ生存及び所在が確認できた15人に照会したところ、回答が得られた8人のうち6人は、「職種が異なることから、申立人の具体的な記憶がない。」と供述しているものの、他の二人は、「申立人は、E事業所のF職として勤務しており、申立人と同姓同名の者は他にいなかった。」と具体的に供述していることから判断すると、上記の基礎年金番号に未統合の記録は、申立人の年金記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月2日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び46年8月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、昭和45年4月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年7月までは3万9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和44年4月から45年4月2日までの期間について、事業主は、「関係資料が無く、当時の状況は不明であるが、従業員として正式採用する前の期間は、個人差があるが1か月から数か月程度の試用期間を設定しており、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、上記同僚のうち二人は、「全従業員が厚生年金保険に加入していたが、従業員として正式採用される前の期間は、試用期間として同保険には加入していなかった。」と供述しており、このうち一人は、「申立人と同期入社で昭和44年4月に採用されたが、厚生年金保険に加入したのは翌年の4月であった。」と供述しているところ、オンライン記録により、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は45年4月2日であることが確認できることから、A社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと認められるとともに、申立人も当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「E事業所を退職した後、G市内のH事業所に勤務した。退職時に受け取った厚生年金保険被保険者証を採用された会社に提出した。」と供述しているものの、勤務先の事業所名及び同僚の氏名等に係る記憶が全くないところ、オンライン記録及びC社に係る被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる、かつ申立期間②と符合する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和46年8月25日、同喪失日が同年9月19日となっている記録が確認できる。

また、当該未統合の記録の基礎年金番号は、前記1の未統合の記録の基礎年金番号と一致しているとともに、商業・法人登記簿謄本により、C社は、I業及びJ業等を事業内容としたG市に所在する事業所であることが確認できるなど、申立人の供述内容と符合していることから判断すると、当該未統合の記録については、申立人の年金記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年8月25日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年9月19日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から3万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を63年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を62年1月から同年5月までは14万2,000円、同年6月から63年4月までは10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月31日から52年1月1日まで  
② 昭和62年1月13日から63年5月1日まで

申立期間①については、系列会社間の異動であり勤務は継続しており、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和52年1月1日であるので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和62年1月13日となっているが、事業所の名称が変わっただけであり平成19年1月19日まで継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されているのに、記録が国民年金に加入していることになっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和51年12月31日にA社を離職し、52年1月1日にC社で資格を取得している記録となっており、申立人が申立期間①においてA社で勤務していたことが確認で

きる。

また、オンライン記録により、A社で申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚14人に照会したところ、12人から回答が得られ、そのうち5人が、「申立期間①に申立人と一緒に勤務していた。」と供述しており、このうち、申立期間①に同社で経理事務を担当していた同僚が、「同社は、系列会社を複数経営しており、従業員には知らせずに系列会社間で書類上でのみ従業員を異動させることがあった。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録が、申立人と同日の昭和51年12月31日に同社を離職し、52年1月1日にC社で資格を取得している二人は、「申立期間は、A社からC社に名称変更しただけであり、我々従業員は継続して勤務しており、退職した事実はない。」と供述している。

さらに、上記の当時の経理事務担当者は、「系列会社間での異動が頻繁にあったので、社会保険の届出の日付が間違ふということは十分に考えられる。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録により、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は既に死亡していることから確認はできないものの、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和52年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを51年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書（写し）及び昭和62年分の源泉徴収票（写し）並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間②においてB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和62年1月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所の閉鎖日は平成14年12月3日となっ

ている上、申立期間②に当該事業所で雇用保険の被保険者記録を有する者が6人確認できることから、当該事業所は、申立期間②において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（写し）の厚生年金保険料控除額及び昭和62年分源泉徴収票（写し）により推認できる同保険料控除額から、同年1月から同年5月までは14万2,000円、同年6月から63年4月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は既に死亡していることから確認はできないものの、申立期間②において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 1 月 31 日まで  
A社にB職として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額（11 万円）が、それ以前の標準報酬月額（41 万円）に比べて減額されているので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 1 月 31 日）の後の平成 8 年 5 月 31 日付けで、7 年 10 月の定時決定の記録を取り消し、同年 1 月に遡及して標準報酬月額を 11 万円に訂正処理していることが確認できる。

一方、申立人は、当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本によると、C職であったことが確認できるものの、申立人が名前を挙げた同僚 4 人及びオンライン記録により申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚二人の合計 6 人に照会し、二人から回答が得られたところ、いずれも「会社の経営状態は悪かった。申立人はB職の業務を担当しており、経理や社会保険事務を担当していない。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA法人B施設（現在は、A法人C施設）に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成10年3月1日、同資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における被保険者資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

平成19年4月1日付けでA法人B施設から同法人D施設に異動したが、当時、事業主が同法人B施設における厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届出し、その後、厚生年金保険料が時効により納付できなくなった後に同資格喪失日を訂正する旨の届出を行ったことにより、申立期間は年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA法人B施設に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成10年3月1日、同資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録

されている。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者記録、A法人C施設から提出された出勤簿及び賃金台帳により、申立人は、同法人に継続して勤務し（平成19年4月1日にA法人B施設から同法人D施設に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A法人C施設から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の、昭和59年1月、昭和63年5月から平成元年5月までの期間及び元年12月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月  
② 昭和63年5月から平成元年5月まで  
③ 平成元年12月から2年3月まで

私は、私の父に年金の大切さを若い時から聞かされていたので、できるだけ厚生年金保険に加入できる職場に勤めるようにしており、また、国民年金に加入した時は、国民年金保険料の未納が無いようにきちんと管理していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月頃に、申立人の元夫と連番で払い出され、オンライン記録により、58年4月から同年12月までの国民年金保険料は、申立人及びその元夫共に同年12月に一括して納付されていることが確認できることから、同年1月から同年3月までの保険料が共に未納となっている上、元夫の申立期間①を含む59年1月から同年3月までの保険料も未納となっていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人に平成3年5月2日付けで、その時点で納付可能な元年4月から2年3月までの過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人は元年4月から同年9月までの国民年金保険料を3年7月2日に過年度納付しているところ、そのうち、元年4月及び同年5月の保険料は、その納付時点で、既に時効により納付できない期間であり、3年7月5日付けで、その時点で未納となっていた元年10月及び同年11月の保険料に充当されていることが確認できることから、申立

期間②は時効により保険料を納付することができなかったものと推認される。

3 申立期間③について、申立人が平成元年4月から2年3月までの過年度納付書により3年7月に納付した国民年金保険料は、元年6月から同年11月までの保険料であり、申立期間③の保険料は未納のままとなっていたものと推認される。その後、申立人が当該期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

4 申立人のA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間①、②及び③の保険料の納付記録は確認できない上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年5月まで

平成3年3月頃、私の母親がA村役場で国民年金の加入手続をしてくれ、私が申立期間の保険料を役所の窓口か郵便局で納付していた。私は年金手帳を2冊所持していたが、婚姻し各種届出をB市で行った際、職員に手帳を1冊にまとめると言われ1冊を返した。

申立期間の国民年金保険料が未納期間にされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続を申立人の母親が平成3年3月頃、A村役場で行ったと述べているところ、申立人の戸籍の附票により、申立期間当時、申立人はC市に住民登録していたことが確認できることから、同村で国民年金の加入手続を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人は、平成11年2月頃、婚姻による各種届出をB市で行った際、2冊所持していた年金手帳を統合し、うち1冊を同市に返したと述べているところ、i) 申立人が現在所持する年金手帳は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した4年6月29日に交付されたものと推認され、同手帳に同市で国民年金の被保険者資格記録が記載されたと推認できるが、基礎年金番号制度が導入された9年1月前に国民年金に加入していた被保険者に必ず付番された同手帳記号番号が当該手帳に記載されていないこと、ii) C市及びA村に申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書は作成されず、当該期間の保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和48年10月に結婚後、国民年金に任意加入し、保険料はA銀行B支店の夫名義の預金口座から口座振替で納付していた。

国民年金の被保険者資格喪失届も提出した覚えはなく、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載された記録により、申立人は、昭和59年10月30日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に国民年金第3号被保険者の資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立期間前から引き続き、A銀行B支店の申立人の夫名義の預金口座から口座振替で納付していたと主張しているが、昭和59年度のC市の国民年金被保険者名簿では、昭和59年10月30日付けの申立人の国民年金被保険者資格喪失日が記載され、前年度の同名簿に登録されていた申立人の国民年金保険料の口座振替に係る銀行預金口座記録が無く、上記資格喪失に伴い当該口座記録が抹消されたものと考えられることから、申立期間の保険料について、C市から金融機関への口座振替の依頼が行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立人の夫名義の銀行預金口座について、申立期間当時の入出金状況が確認できるA銀行B支店の「普通預金口座別残高表」により、申立期間の直前の期間であり、申立人がその口座振替用領収書を所持している昭和59年

4月から同年9月までの国民年金保険料が当該口座から口座振替により納付されていることが確認できるが、申立期間の保険料についてはその事実が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和56年7月1日から57年5月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から57年5月1日まで

昭和56年4月1日から58年12月31日までの期間、当時のA県B局のC課D係に置かれていたE連合会F支部（現在は、G連合会H支部）に職員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間について、申立人の従業務に係る具体的供述、当時の同僚の供述及びG連合会H支部の回答から判断すると、申立人は、当該期間に同支部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「保存されている昭和58年度の賃金台帳により、申立人は、昭和56年7月1日付けで正職員となったことは確認できたが、それ以前の同年4月1日から同年6月30日までの期間については資料が無く、当該期間における申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用状況等については分からない。現在在籍している申立人と同職種の職員については、平成8年11月1日に入社し、9年1月1日に正職員となっているが、入社から正職員となるまでの期間（平成8年11月1日から同年12月31日まで）は臨時職員であり厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた申立人の前任者及び後任者に照会したところ、いずれも「入社後、2か月から3か月かけて業務の引継ぎを受けた。業務の引継期間は、正職員ではなく、臨時職員であったので厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述しており、オンライン記録を確認したところ、いずれも臨時職員であったとする期間は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち昭和56年7月1日から57年5月1日までの期間について、申立人の従事業務に係る具体的供述、当時の同僚の供述、G連合会H支部の回答から判断すると、申立人は、当該期間に同支部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和56年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後、57年5月1日に社会保険庁長官（当時）の認可を受け任意適用事業所となっていることが確認できる。

また、当該事業所は、当該期間において、適用事業所であった形跡は無い上、申立人、前述の同僚及び当該事業所では、「当該期間当時、勤務していた者はA県職員二人（地方職員共済組合員）を除くと、職員は一人のみであった。」と供述していることから、当該事業所は、当時、厚生年金保険の強制適用を受ける事業所に該当しておらず、社会保険庁長官の認可を受けることによって適用事業所となることのできる事業所（任意適用事業所）であったと考えられるところ、事業所名簿及びオンライン記録を確認したものの、当該事業所が適用事業所となるための認可手続を行った形跡は無い。

さらに、当該事業所では「申立人について、当該期間において給与から社会保険料を控除していたと思われる。」と回答しているものの、当該事業所から提出された昭和56年度及び57年度決算書では、申立人の前任者、申立人及び繁忙期に雇用したとする臨時職員に係る給与支給額等が一括して記載されており、その内訳が不明なことから、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認することができない。

なお、地方団体関係団体に勤務する職員に対し、地方公務員に準ずる長期給付及び福祉事業を実施している地方職員共済組合（団体共済部）に加入していたことも考えられることから、同団体共済部に申立人の当該事業所における加

入記録の有無を照会したものの、同団体共済部は、「E連合会F支部の職員は在籍人数に関係なく当共済部に加入することができるが、申立人の加入記録は無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4142（事案 1375 及び 3256 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から同年 5 月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録の訂正が認められず、その後、申立期間に係る新たな資料を提出し再度申し立てたところ、当該資料は年金記録確認第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない旨の通知を受け、年金記録の訂正が認められなかった。

しかし、年金記録確認第三者委員会から通知を受け取った後、当該事業所の役員から申立期間に係る雇用証明を発行してもらったので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立内容、申立人が申立期間後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が昭和36年5月31日に作成したことが確認できる履歴書の写しから判断すると、勤務期間及び雇用形態等は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社では、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等を確認できる資料が無く、当時の状況は全く不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる者10人のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、回答が得られた二人のいずれもが「申立人に係る記憶はない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をう

かがわせる供述を得られないこと、iii) 被保険者名簿を確認した結果、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについて、申立人が申立期間当時の同僚として新たに一人の名前を挙げるとともに、A社の慰安会等の写真2枚を提出したところ、当該同僚は既に死亡しているため供述を得ることができない上、当該写真からは、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できないことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「第三者委員会から通知を受け取った後、A社のB職から雇用証明書を受け取ったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているものの、当該雇用証明書からは厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない上、上記B職は、「雇用証明書に記載したとおり、昭和 33 年頃に申立人をC職として雇用していたが、当時の関係書類を全て処分したため、申立人に係る雇用形態、雇用期間、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況については不明である。」と回答しているとともに、申立人の口頭意見陳述においても、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる具体的な供述を得ることができなかったことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

平成 2 年 2 月 20 日付けで A 社 B 支店から同社本店に異動し、同社本店 C 部付きで D 社に出向した。当該異動に伴い給与支給額は増額したが、年金記録を確認したところ、異動後の標準報酬月額が、異動前の標準報酬月額よりも低額な記録となっている上、出向先の会社から現金支給されていた通勤費も標準報酬月額に反映されていない。

また、平成 2 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額について、固定的賃金の増額及び時間外手当の支給に伴い報酬月額が大きく変動しているにもかかわらず、標準報酬月額が改定されていない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給料手当支給通知書を保管しているので、申立期間の標準報酬月額の記録について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から支払いを受けた給与に通勤費が含まれておらず、給与支給額の変動に応じた標準報酬月額の改定も行われていないことから、申立期間の標準報酬月額の記録は、支払いを受けた給与支給額よりも低額な記録となっている。」と主張しているところ、A社では、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における通勤費の支給及び標準報酬月額の月額変更届の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉

控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管する給料手当支給通知書により、当該支給通知書に記載された報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と申立期間の全期間において一致していることが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の被保険者資格取得時における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できるとともに、当該記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無く、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4144

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から51年12月頃まで

A社(現在は、B社)C事業所で昭和39年8月から51年12月頃まで毎年季節雇用されていたにもかかわらず、年金記録では46年以降が空白になっている。申立期間中も家族が健康保険証を使用していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注)申立では、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C事業所に季節雇用者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録により、平成2年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も生存及び所在が不明である上、B社においても、「当時の書類は職員名簿も含め一切無いことから、申立人の厚生年金保険の適用状況は分からない。」と回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人は、申立期間において、申立人と同様に雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録によると、当該二人は、昭和45年から52年までの期間、国民年金保険料を納付しており、53年から当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該二人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「当時の会社の事情については何も分からないが、会社の社会保険事務担当者が代

わった頃、突然社会保険を止めると言われたことから、45年から52年までの期間は、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚5人に照会したところ、一人から回答が得られ、同人は「申立人のことは知らないが、私は、昭和42年から58年まで雑役をしており、季節雇用されていた。」と供述しているが、当該期間の一部の期間について雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、46年から49年までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。